

第41～43回 子ども・子育て会議

【資料集(別冊)】

- 子ども・子育て支援プランの前年度評価への対応状況

子ども・子育て支援プランの前年度評価への対応状況

重点施策1	【乳幼児期】教育・保育環境の充実	・・・	1～2
重点施策2	【学童期】放課後の子供の居場所の充実	・・・	3
重点施策3	障害のある子供への支援の充実	・・・	4
重点施策4	妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援	・・・	5
重点施策5	子育ての不安・負担の軽減	・・・	6
重点施策6	子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実	・・・	7～9
重点施策7	児童虐待防止対策の充実	・・・	10～11
重点施策8	ワーク・ライフ・バランスの推進	・・・	12

重点施策 1 【乳幼児期】教育・保育環境の充実

(1) 待機児童の解消に向けた取組み

項目	R3の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
保育士確保対策	今後少子化が進み、雇用している保育士の数が配置基準を上回った場合でも、保育士を引き続き雇用し、ゆとりとした保育ができるようにしてほしい。	本市では保育の質の向上を図るため、国基準よりも多くの保育士を配置するよう求めている。また、保育士の負担軽減を図るために、保育の周辺業務を行う職員を雇い上げる経費の一部を補助している。 現在、国において、保育士の配置基準の改善について検討が進められていることから、本市としては、引き続き国の動向を注視していく。
-	幼稚園教諭の確保対策について、就職フェアを市と共催するなど、保育士確保と同様に市と連携できるようにしてほしい。	待機児童がいる現状や、保育需要の増加などの状況に鑑みると、本市において保育士確保は喫緊の課題であり、現在保育士就職フェアの支援をしている。一方、幼稚園においても協力幼稚園事業を始め、本市の子供たちのためにご尽力いただいている点については認識しており、幼稚園教諭の確保についても研究していく。

(2) 質の高い教育・保育の提供

項目	R3の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
各園での研修の実施	法人独自の保育所等運営方針があり、市が口出しすることに遠慮はあると思うが、施設長の資質が保育士の定着、保育の質の向上、子供の命を守ることになるため、施設長や理事長に改めて保育者としての自覚を持ってもらい、保育運営の現場マネジメントを改善できるよう市として取組んでほしい。	保育士の定着、保育の質の向上、子供の安全については、施設長を含めた現場のマネジメントが重要な要素であることは認識している。技能・経験に応じた処遇改善の加算要件として研修受講が必須となったため、各施設・事業所において、その与えられた職責や職位に応じた研修を受講できるよう、支援策について研究していく。

(3) 保育サービスの充実

項目	R3の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
<p>【活動指標あり】 施設型病児保育、訪問型病児・病後児保育利用料金助成</p>	<p>病児保育施設は、空白地域への整備が必要で、出来るだけ身近なところに施設を整備して欲しい。また、在宅勤務など保護者の働き方や子供の病気の種類を問わず、預けたいのに預けられなかったということがないようにしてほしい。</p>	<p>市内で、病児保育施設がない地域が存在していることは認識しており、それらの地域については、随時事業者を募集している。併せて、施設型病児保育が受けられない方についても病児保育サービスを受けられるよう、訪問型病児・病後児保育利用料金助成制度を継続して実施するとともに、更なる周知を図る。</p> <p>病児保育施設では、児童が集団保育を利用することができず、かつ、家庭での保育が困難な場合に活用することが想定されており、在宅勤務などの場合でも、条件を満たせば、病児保育を活用することは可能である。今後も、利用者のニーズを把握し、対応できるよう努めていく。</p> <p>また、医師の配置を要しない病児保育事業において、容態が急変する可能性がある場合など、至急医療行為が必要となった際に対応が困難であるため、病気の種類によらず預かることは難しい。</p>
<p>【活動指標あり】 幼稚園の預かり保育事業</p>	<p>朝や夜の預かり時間の拡大や、夏休み等の長期休暇への対応について、今後も私立幼稚園へ働きかけてほしい。</p>	<p>今後も引き続きニーズを把握し、事業の実施について私立幼稚園へ働きかける。</p>

重点施策2 【学童期】放課後の子供の居場所の充実

(3) 放課後子ども総合プランに基づく行動計画

項目	R3の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
-	放課後の子供の居場所がどのような場所であるべきか、そこでどのような育ちができるのか議論していく必要がある。 子供の視点で、放課後を学校教育以外の社会教育の場として、捉えられるように、各課連携して考えてほしい。	「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、児童の主体性を尊重するために、放課後キッズ・放課後子供教室・育成センターがそれぞれどのような役割を担い、どのように連携していくべきかを、引き続き関係部署で議論していく。

重点施策3 障害のある子供への支援の充実

(1) 学校園での支援体制の充実

項目	R3の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
児童発達支援事業所等との連携の推進	<p>こども未来センター診療所の外来初診者数は減少しているが、初診待機期間は延びている。</p> <p>一方で、児童通所支援施設の支給決定者数（サービス利用のための受給者証発行数）は増加している。</p> <p>市の施設だけで対応することは無理があると思うので、市の施設拡充を行いながら、児童通所支援施設の質を高める働きかけを積極的に取組んでほしい。</p>	<p>地域医療機関との連携内容の見直し等により、引き続きこども未来センター診療所の待機期間の短縮に努めていくが、限界がある。地域の社会資源を有効に活用していくためにも、児童通所支援事業所の支援力向上を図っていくことが重要だと考える。</p> <p>事業所の現状を把握し、西宮市通所支援事業所連絡会の会議の場などで、情報共有やこども未来センター主催の研修等の広報に努めていきたい。また事業所に出向く形の連携については、市の関係課とも連携を取り役割分担や方法の構築に努めていく。</p>

(2) 障害の理解促進に向けた取組みの充実

項目	R3の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
保護者支援の充実	<p>こども未来センター診療所の初診待機期間の長さ比べ、ほっこり広場の参加者が少ないように感じる。待機している保護者の不安を解消するためにも、参加対象者の拡充をするなど、手厚い支援としてほしい。</p>	<p>令和4年度の利用者アンケートによると「心配事等たくさん相談にのってもらえた」「親子共に充実した時間だった」「親自身肩の力を抜いて過ごすことが出来た」等、参加親子から高評価を得ている。</p> <p>現在、ほっこり広場の利用に際し、他事業所利用の有無や年齢による制限を緩和しており、今後も引き続き利用促進に努めていく。</p>

重点施策 4 妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援

(2) 早期発見・早期支援に向けた取組み

項目	R3の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
【活動指標あり】 健やか赤ちゃん訪問事業の実施	次回の訪問にいかすためにも、訪問を受けた家庭から、感想や意見を聞き取り、その内容を訪問した民生委員等へフィードバックしてほしい。	対象家庭全体へのアンケート調査は困難と考える。なお、対象家庭から直接市に寄せられた情報や意見は、各校区主任児童委員を通じて訪問した民生委員等へ共有している。

(3) 産前産後における支援の充実

項目	R3の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
育児支援家庭訪問事業	アンケートから得られた利用者の声をいかして、より良いサービスの提供につなげてほしい。	利用者アンケートに寄せられた意見については検討を加え、有用かつ実現可能なものについては改善に努めている。一方、当アンケートには「身体が休まり助かった」「大人との会話が気分転換になった」などの嬉しい声も届いており、実際に利用した方の貴重なレビューであることを踏まえ、今後利用を検討される方にとって、実際に利用するイメージ喚起につながるよう活用を図っていく。
産後ケア事業	宿泊型にも、より力を入れて対象施設を拡充してほしい。	令和5年4月から宿泊型1件、通所型1件を追加委託しているが、十分とはいえないう状況のため、委託先の拡充に努めていく。

重点施策5 子育ての不安・負担の軽減

(1) 孤立化を防ぐための取組み

項目	R3の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
【活動指標あり】 利用者支援事業（基本型・子育てコンシェルジュ）の拡充 子育て支援のネットワーク化	子育てひろばや、児童館、民生委員等が連携できていないように感じる。多くの情報を持っている子育てコンシェルジュが間に入り、つなげてもらうことで、より連携ができるようにしてほしい。	子育てひろば同士をつながりを生み出したり、交流がより盛んになるきっかけとなるように、子育てひろば同士の見学を子育てコンシェルジュが間に入り、進めてきた。引き続き、子育てひろば同士だけでなく、民生委員の方も多い地域サロンなどの支援者ともつながることができるよう働きかけていく。
	市から子育てサークル等の団体に、支援を要する人を紹介してもらえるのはありがたいが、資金や人材の負担もあるので、市と相談しながら共に進められるようにしてほしい。	支援が必要な方により良い支援を行うため、引き続き子育てサークル等と連携できるよう努めていく。

(2) 子育ての負担を軽減する取組み

項目	R3の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
【活動指標あり】 保育所等の一時預かり事業の拡充	病児保育でネット予約システムが導入されたように、一時預かりについても電話予約からネット予約に変更してほしい。	病児保育が市の委託事業であるのに対し、一時預かり事業は実施主体が私立保育所等であるため、全市統一した予約システムの導入は難しい状況である。しかし、保護者や保育所等の負担を軽減するため、今後も予約方法について研究していく。
【活動指標あり】 にのみやしファミリー・サポート・センター事業	提供会員が少ないことについて、子育てを卒業する40代、50代の方を含めて、地域全体で考えていく必要がある。 青少年愛護協議会や地域の様々な団体にも広報して、提供会員を増やせるようにしてほしい。	これまで民生委員・児童委員の会合等に出向くなど、広報活動を積極的に行ってきたが、今後も有効な広報手段を検討し、提供会員の確保に努めていく。
	提供会員になったものの、依頼が来ないという方がおり、同じ人ばかり依頼しているのではないかという話を聞いた。 地域による需要の差はあると思うが、やみくもに依頼するのではなく、工夫してアンマッチを解消してほしい。	令和3年度に提供会員に向けたアンケート調査を実施し、活動可能な依頼内容や時間帯等の確認を改めて行うなど、休眠提供会員の掘り起こしに努めている。今後も新規の提供会員を増やす努力を続けていくとともに、すでに登録されている提供会員の状況把握に努め、アンマッチの解消につなげていく。

重点施策6 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実

(1) 学習・進学への支援

項目	R3の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
ひとり親家庭への学習支援 生活困窮世帯対象学習支援事業の拡充	学校や地域における各種学習支援事業と連携し、学校の施設を活用することで実施箇所数が増やせるようにしてほしい。	子供の貧困対策における事業の実施については、利用する児童が貧困家庭であると周りから思われてしまうというスティグマ（差別や偏見）への配慮が必要であるため、学校施設の活用は困難と考える。
	学習支援を学校と別で実施することは大事だが、学校の授業で学力が向上できるよう、学校の先生の負担軽減を前提に、先生が授業に集中できる環境を整えてほしい。	教育委員会では令和3年度から令和4年度にかけて、児童・生徒が欠席する際に電話での対応を不要とする連絡アプリを全校に導入した。また、教職員の負担軽減や勤務時間の適正化を図るためにスクールサポートスタッフを全校に配置した。今後も引き続き環境整備を行っていく。
	学力向上について考える際、学校や教育委員会も一緒になって施策を展開していくことは非常に重要であるため、今後に反映してほしい。	学力向上に関わる施策を展開する際には、学校や教育委員会との連携についても検討していく。
	数学や英語など積み上げる学習の場合は、小学生のうちから取り組む必要があるため、できるだけ早期から支援をしてほしい。	現在の事業スキームで小学生まで対象を拡大するためには、開催箇所数の大幅な拡大が必要となり、またコストも増大することから、他市の事例等も踏まえて研究していく。
	配布されているタブレットを活用するなど、デジタル化を進めて、家庭でも学習支援ができるようにしてほしい。	利用者によって学習スピードや意欲、理解度が異なることから、オンライン学習を希望する全ての利用者に対応することは、学習効果の側面等から難しいが、休みが続いている利用者へのアプローチなど、タブレットを活用した取組みについて検討する。また、ICT端末のデジタルドリルは小学校1年生から中学校3年生の内容まで網羅しているため、学習単元の振り返りとともに、当該学年以外の内容も復習や予習に活用することができる。ネット環境が家庭にない場合でも、学校でダウンロードをして、持ち帰り使用することができる。

(2) 生活の支援

項目	R3の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
スクールソーシャルワーカーの拡充	<p>スクールソーシャルワーカーは、市内20校に対して人員が足りていない。拠点校中心の活動となると、活動時間の制約もあり、放課後に家庭訪問を行うことが難しい等の課題がある。全校に1人ずつ配置できるよう取組んでほしい。国の配置基準はクリアしているので、それを上回るように市独自で努力してほしい。</p>	<p>5人のスクールソーシャルワーカーを各中学校20校区に週1回拠点校配置しており、各学校からの要請を受けて派遣を行い事案の対応を行っている。また保護者の要望に応じて、面談時間の設定や、家庭訪問を学校の教員と協働し行っている。今後も、そのニーズの高まりが予測されるため、市独自の拡充を進めるためにも、国、県による国庫補助の増額等を希望していく。</p>
	<p>いじめ等は早期の対応が必要であり、学校の先生とスクールソーシャルワーカーが協力し、サポート体制を強化してほしい。</p>	<p>学校におけるいじめ対応については、学校いじめ対応委員会の一員としてスクールソーシャルワーカーが位置付けられている。事案に応じて、学校とスクールソーシャルワーカーは情報を共有し対応している。</p>
	<p>スクールソーシャルワーカーの増員も大切であるが、スクールソーシャルワーカーを養成するための計画や、研修に積極的に参加できる体制についても考えてほしい。</p>	<p>資質向上の取組みについては、年6回、大学教授等を講師に招き、事例検討等の研修を行っている。また、西宮市要保護児童対策協議会の実務担当者会議に出席し、児童生徒の状況等について情報交換を行うとともに研鑽に努めている。</p>
	<p>スクールソーシャルワーカーへの相談要請について、どれぐらい対応できていて、どれぐらい対応できていないか、現在の状況について適切に把握してほしい。もし対応できていないケースが多くあるのであれば、増員できるまで待つのではなく、他の手法について検討してほしい。</p>	<p>対応している事案については各スクールソーシャルワーカーが報告書を作成しており、毎月の対応件数等をまとめている。現在、対応できていない緊急の案件はないが、今後もスクールソーシャルワーカーと各関係機関との連携を、より一層強化していく。</p>
	<p>スクールソーシャルワーカーは制度が新しく、本当に必要とする人まで情報が届いていないこともあるため、更に学校へ周知し、ニーズの掘り起こしにつなげてほしい。</p>	<p>毎年、4月の校長会でスクールソーシャルワーカーの活用について周知している。更に生徒指導担当者会においても担当者への周知について努めている。また、より多くの子供たちに支援が行えるよう、令和5年度から拠点校の配置換えを行っている。</p>
	<p>スクールソーシャルワーカー同様、スクールカウンセラーも増員してほしい。</p>	<p>スクールカウンセラーは、様々な悩みを持つ児童生徒や保護者に対して、専門的な立場から助言等を行っている。しかし、兵庫県のスクールカウンセラーが未配置の小学校が多いことから、市費で4人雇用し巡回相談を実施している。様々なニーズに対応できるよう、今後も更なる増員を国・県に要望していく。</p>

(3) 保護者への支援

項目	R3の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
周知・広報の充実	LINEで情報発信するだけでなく、SNSを活用した効果的な広報について検討し、不特定多数の人に適切に情報が届くようにしてほしい。	LINEからの子育て情報は、居住地域や子供の年齢等、配信対象の条件を設定するセグメント配信を行い、対象者へ直接届くように広報を行っている。効果的な広報について、他市の事例を参考にするなど、引き続き検討をしていく。

(5) 関係機関の連携

項目	R3の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
支援体制の拠点整備 西宮市子供の生活応援連絡調整会議などの開催 西宮市要保護児童対策協議会との連携	庁内17課が集まる連絡調整会議は扱う範囲が広く、対象を絞らなければ会議が形骸化してしまう可能性があるため、方向性を明確にして実施してほしい。	構成機関や対象となる児童が、西宮市要保護児童対策協議会と重複しているため、令和4年度から子供の生活応援連絡調整会議単体での開催は取りやめ、西宮市要保護児童対策協議会の中で情報共有等を進めている。

重点施策7 児童虐待防止対策の充実

(1) 児童虐待の予防

項目	R3の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
早期発見・早期支援	出産された方が悩みごとの相談をしたり園庭で遊んだりできるよう、地域の保育所をかかりつけの保育所として登録できるようにしてほしい。	現状、保育所をかかりつけの保育所として登録し、利用する制度はないが、妊娠時からの保護者の子育てに関する精神的な不安を解消するためにも、今後研究していく。
	産後うつ等で子供の食事を作れない家庭に向けて、子供のお弁当を届けるなど、在家庭児童の状況を把握するために、市が自ら出向くような支援策も考えてほしい。	家庭事情等により食の支援を希望する子育て世帯に対し、子ども食堂が弁当等を無償提供する事業に補助をしているが、その他の支援については他市の事例を参考に研究していく。
	宿泊型の産後ケア施設について、母子生活支援施設の活用を検討してほしい。	産後ケア施設については、原則、助産師を中心とした実施体制で対応する必要があるため、人員配置に課題がある。母子生活支援施設で産後ケアを受け入れる予定はないが、地域保健課と連携し、可能性も含めて研究していく。

(2) 児童虐待相談や支援

項目	R3の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
児童虐待予防・対応マニュアル活用の推進	虐待やDVに関する情報は、担当課だけでなく関連する部署とも情報共有を徹底してほしい。	子供への支援と見守りに必要な情報に関しては、西宮市要保護児童対策協議会の仕組みを活かし、引き続き情報共有していく。

(3) 児童虐待対応に向けた連携強化、体制強化

項目	R3の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
相談体制の強化 子ども家庭総合支援拠点の整備	子ども家庭総合支援拠点の職員体制について、いろいろなところに訴えて強化してほしい。	引き続き子ども家庭総合支援拠点の体制強化を図っていく。
	ペアレント・トレーニングの資格を持つ職員は民間団体にもいるため、連携することも検討してほしい。	ペアレント・トレーニングの実施も含め、民間団体との連携を検討していく。
	児童虐待の相談は平日の昼間は少ないため、子ども家庭総合支援拠点の職員も全員が決まった時間に勤務するのではなく、勤務体制を組み替えて夜間や土曜日に対応できるようにしてほしい。	人人体制の拡充に努めつつ、可能な方策について研究していく。
	ショートステイや一時保護など、市が24時間対応できないところは民間団体との連携を積極的に検討してほしい。	市が対応できない部分については、民間団体との連携を検討していく。
児童相談所の設置についての調査・研究	児童相談所を設置する場合、こども家庭センター [※] との役割を明確にしたうえで設置してほしい。 <small>※こども家庭センター：市区町村において令和6年4月から設置が努力義務となる、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関</small>	児童相談所については、緊急性の高い児童虐待事案への迅速な対応が可能になるなどのメリットがあることから、令和5年度から設置に向けた検討を開始している。 児童相談所の設置に向けて、児童相談所とこども家庭センターとの役割分担についても適切な運営ができるよう検討していく。

重点施策 8 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた広報、啓発活動

項目	R3の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
ワーク・ライフ・バランス実践企業の把握・顕彰	育児休業の取得率を上げるために、市内企業の育児休業取得率の公開や、取得率の高い企業や取得しやすい職場環境の紹介を実施してほしい。	女性の活躍推進や仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業の全国的な事例は、厚生労働省ホームページ「両立支援のひろば」等で紹介されている。また、市内企業の育児休業取得率を正確に調査し公開することは現状困難である。

(2) 父親の家事・育児参加の推進

項目	R3の取組に対する評価・意見等	現在の方針・対応状況等
父子対象事業の拡充	父子で参加できるプログラムの開催について、民間団体への呼びかけや、補助金などがあれば、より拡充していくと思われるため、検討してほしい。	子育て総合センターでは、子育て家庭の支援として、一部母子での参加に限定しているプログラム等以外は、父親母親問わず参加できるものを実施している。引き続きパパDayの実施などにより、多くの父親が参加しやすくなるよう努めていく。また、地域子育て支援拠点事業連絡協議会等で父子が参加しやすいプログラム実施の呼びかけを行っていく。